

委員会規程 新旧対照表 (2025年9月1日改定)

| 現行規程 | 変更案 |
|---|---|
| (目的) 第1条 サードウェーブグループ各社における健全な会社経営及び企業価値の向上を図ることを目的として、各種の委員会を設置する。 2. 委員会の機構、運営等は、この定めるところによる。 | (目的) 第1条 本規程は、サードウェーブグループ各社（以下「会社」という。）における各種委員会の設置、構成、運営等に関する基本事項を定め、会社運営の健全をはかり、法令を遵守し企業価値の向上を図ることを目的とする。 (第2項削除) |
| (新設) | (定義) 第2条 本規程において「委員会」とは、会社において設置される法令に基づく委員会及び会社が必要に応じ設置する委員会をいう。 |
| (委員会の任務) 第2条 委員会は、株式会社サードウェーブ執行役員会（以下、「執行役員会」という。）の諮問に応じて必要となる事項を審議し、その結果を当該委員会の意見として執行役員会に答申する。 2. 委員会は、必要な事項に関し委員会の意見を執行役員会に具申することができる。 3. 答申及び具申は、書面をもって行なう。 | (委員会の任務) 第3条 委員会は、株式会社サードウェーブ取締役会（以下、「取締役会」という。）からの諮問があった場合には、必要となる事項を審議し、その結果を当該委員会の意見として取締役会に答申する。 2. 委員会は、必要な事項に関し委員会の意見を取締役会に具申することができる。 3. 答申及び具申は、書面をもって行なう。 |
| (委員会の種類) 第3条 委員会の種類は、次の通りとする。 (1) 情報セキュリティ委員会 (2) エコアクション21実行委員会 (3) 衛生委員会、安全衛生委員会 2. 新たに委員会を設置する場合には、執行役員会の決議をもって行なう。 | (委員会の種類) 第4条 委員会の種類は、次の通りとする。 (1) 情報セキュリティ委員会 (2) 衛生委員会、安全衛生委員会 (3) 賞罰委員会 2. 委員会の新設及び廃止は、株式会社サードウェーブCOO（以下、「COO」という。）の決裁をもって行なう。 |
| (委員会の構成委員) 第4条 前条に定める各委員会は、委員長、副委員長、委員、委員候補生により構成する。 ① 各委員会の委員長の任命は株式会社サードウェーブ社長（以下、「社長」という。）が行う。 ② 委員長は、委員会の議長となり、会務を統括する。 2. 委員長は、副委員長、委員及び委員候補生を指名し、社長が任命する。 ① 副委員長は、社員等級に定める3等級以上の1名とし、委員会の運営実務の責任者となり、次期委員長候補者とする。 ② 委員は、原則として社員等級に定める3等級の社員とし、また、員数は2名以上とする。なお、委員は、次期以降の副委員長候補者とする。 ③ 委員候補生は、原則として社員等級に定める2等 | (委員会の構成委員) 第5条 前条に定める各委員会は、委員長、副委員長、委員により構成する。 ① 各委員会の委員長の任命はCOOが行う ② 委員長は、委員会の議長となり、会務を統括する。 2. 委員長は、副委員長、委員を指名し、COOが任命する。 ①、②、③ (削除) |

| | |
|--|--|
| 級の社員とし、また、員数は1名以上とする。なお、委員候補生は、将来の委員候補者とする。 | |
| (委員会の運営) 第5条 委員会の構成委員は、委員会に与えられた役割を実現するために、担当業務との両立を図りつつ、課題を解決し、改善に取り組むとともに、委員会の更なる発展に努める。 2. 委員会は、年初の会議において当該年度の方針や計画を策定する。 3. 委員会は、毎月1回以上、前条に定める各委員を招集し会議を行い、議事録を作成し保管する。 4. 委員会の構成委員の情報交換を促進し、相互理解を深めるための親睦会を開催する費用が生じる場合には、委員長が社長の承認を得て開催する。 | (委員会の運営) 第6条 委員会の構成委員は、委員会に与えられた役割を実現するために、担当業務との両立を図りつつ、課題を解決し、改善に取り組むとともに、委員会の更なる発展に努める。 2. 委員会は、年初の会議において当該年度の方針や計画を策定する。 3. 委員会は、毎月1回以上、前条に定める各委員を招集し会議を行い、議事録を作成し保管する。 (第4項削除) |
| (委員の任期) 第6条 委員の任期は、就任日より1年以内とし、再任を妨げない。 | (条数繰り下げ) |
| (委員会の招集) 第7条 委員会は、委員長が招集する。 2. 委員長は、必要に応じて委員会の会議目的に係る関係者の出席を要請することができる。 | (条数繰り下げ) |
| (決議の方法) 第8条 委員会は、委員の過半数に当たる委員の出席により成立し、その議決は出席委員の過半数をもってこれにあたる。 | (条数繰り下げ) |
| (議事録の作成) 第9条 委員会の審議については、その経過の要領及び結果の概要を記録した議事録を作成し保管する。 | (条数繰り下げ) |
| (委員の秘密保持義務) 第10条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を委員以外に漏らしてはならない。 | (条数繰り下げ) |
| (委員の担当業務との調整) 第11条 委員長は、各委員の委員会における業務とその担当業務との調整をその所属長との間で図らなければならぬ。 | (条数繰り下げ) |
| (規程の主管) 第12条 本規程は、株式会社サードウェーブ人事総務部（以下、人事総務部）という。)が主管する。 | (規程の主管) 第13条 本規程は、株式会社サードウェーブ 総務部門が主管する。 |
| (規程の改廃) 第13条 本規程の改廃は、総務部部門長が起案し、執行役員会の決議をもって行なう。 | (規程の改廃) 第14条 本規程の改廃は、総務部門長が起案し、取締役会の決議をもって行なう。 |

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| (付則) | (現行に同様) |
| 1．本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。 | 1．本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。 |
| 2．本規程は、平成22年8月1日より施行する。 | 2．本規程は、 2010年8月1日 より施行する。 |
| (改定) | (改定) |
| 平成22年8月19日 | 2010年8月19日 |
| 平成22年9月 1日 | 2010年9月1日 |
| 平成25年2月 1日 | 2013年2月1日 |
| | 2025年9月1日 |